

知事コメント (国地方係争処理委員会への審査申出について)

沖縄防衛局長から申請のあった小型さんご類の特別採捕許可申請に関し、令和2年2月28日付けで農林水産大臣から同申請を許可するよう是正の指示を受けたことについて、本日、当該是正の指示を不服として、地方自治法第250条の13第1項の規定に基づき、国地方係争処理委員会に審査の申出を行いました。

沖縄防衛局長から提出されている申請については、申請内容の必要性及び妥当性等について沖縄県漁業調整規則等に基づき審査を行っているところですが、沖縄防衛局長から十分な説明がなされておらず、現時点では審査基準を満たしているか判断できないことから必要な審査を継続しているところであります。

このことから、県の対応は正当な理由が認められるものであり、農林水産大臣から許可処分を求める是正の指示を受けられないわけではありません。

沖縄県漁業調整規則に基づく特別採捕許可事務は、沖縄県の事務であり、地方自治法上、最大限、県の自主性が尊重されなければならない、具体的にどのような処分を行うかは県に委ねられるべきであります。

沖縄県としましては、今回の農林水産大臣の是正の指示は、違法な国の関与に当たると考え、中立・公正な第三者の立場にある国地方係争処理委員会に審査の申出を行い、県の正当性を主張してまいります。

令和2年3月30日

沖縄県知事 玉城 デニー